

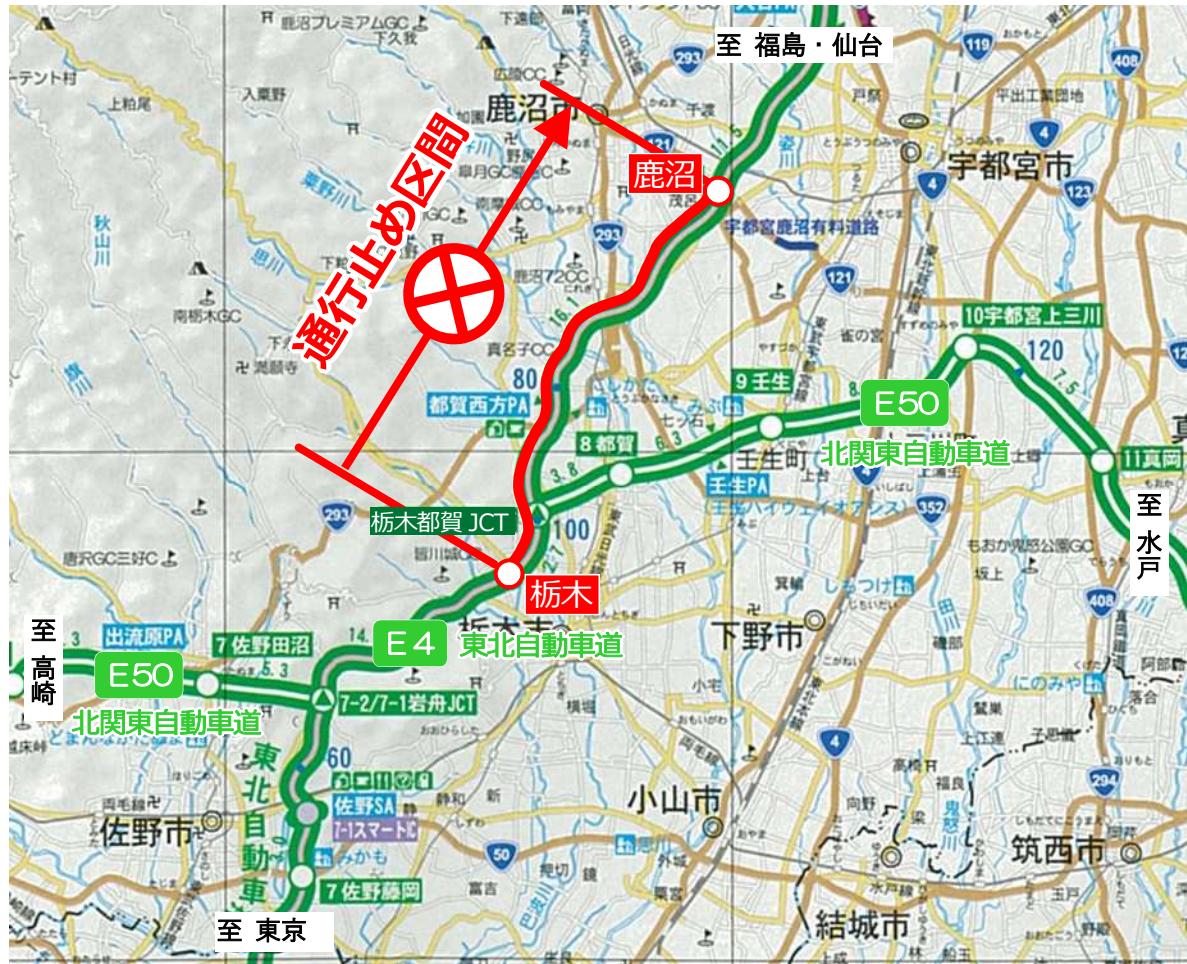
## 資料1

### 1 通行止め区間・日時

(1) 区間等: 東北自動車道(下り線) 栃木IC⇒鹿沼IC間

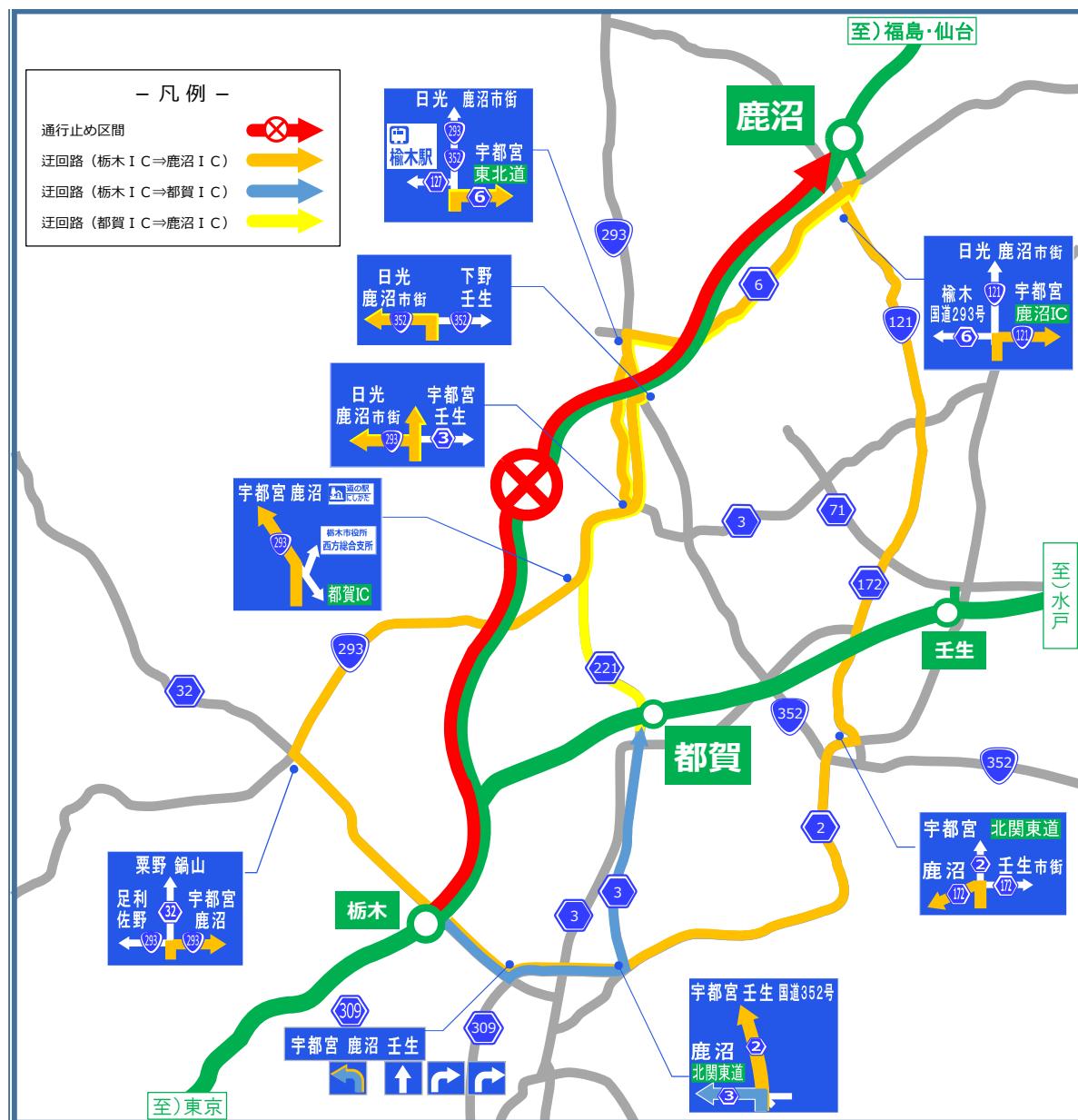
(2) 日時: 令和2年2月27日(木) 午後9時～翌0時まで(3時間程度)

※事故再見分の進捗状況により終了時刻は前後します。



## 2迂回路

一般道への迂回路については、以下をご覧ください。



### 3 通行止めに伴う乗継調整について

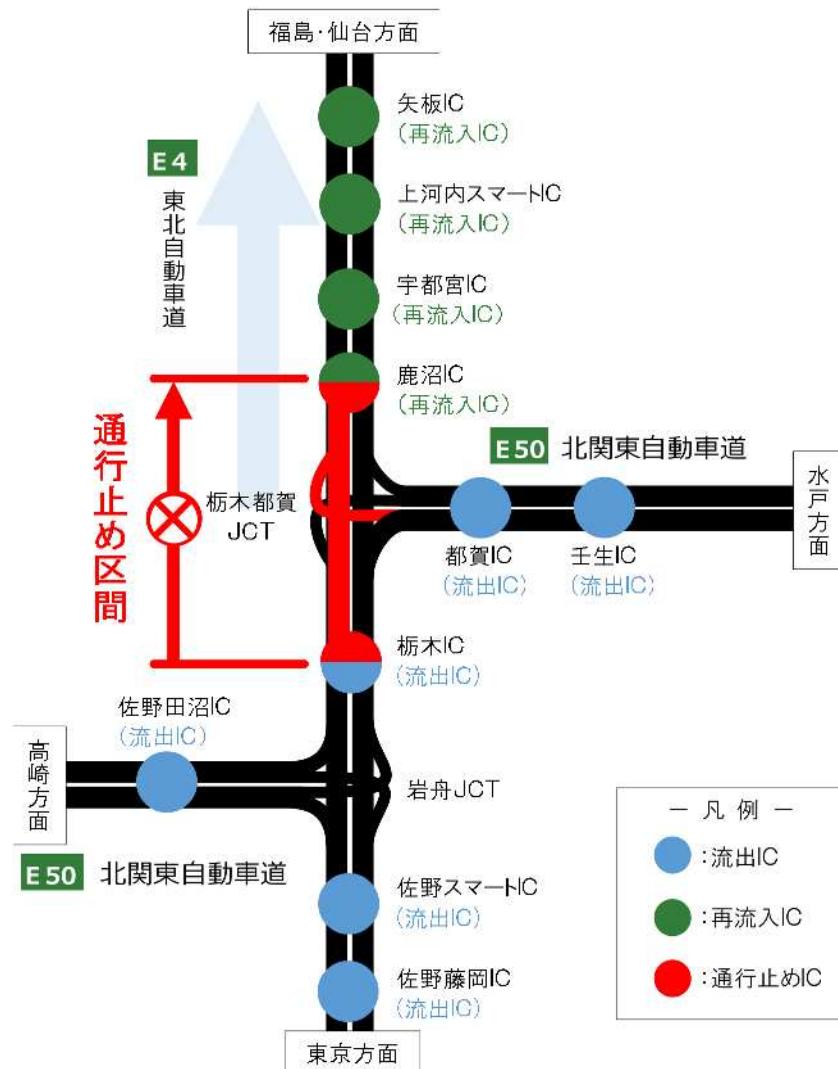
通行止めにより高速道路を一旦流し出し、通行止め区間を迂回して、再流入して順方向に乗り継がれるお客様には、ご利用区間に応じて通行料金を調整する「乗継調整」を実施します。

#### ●乗継指定IC

##### ①東北道(下り線)福島・仙台方面へ向かう場合

流出指定IC	東北道(下り線)	栃木IC、佐野SAスマートIC※、佐野藤岡IC
	北関東道(東行き)	佐野田沼IC
	北関東道(西行き)	都賀IC、壬生IC
再流入指定IC	東北道(下り線)	鹿沼IC、宇都宮IC、上河内スマートIC※、矢板IC

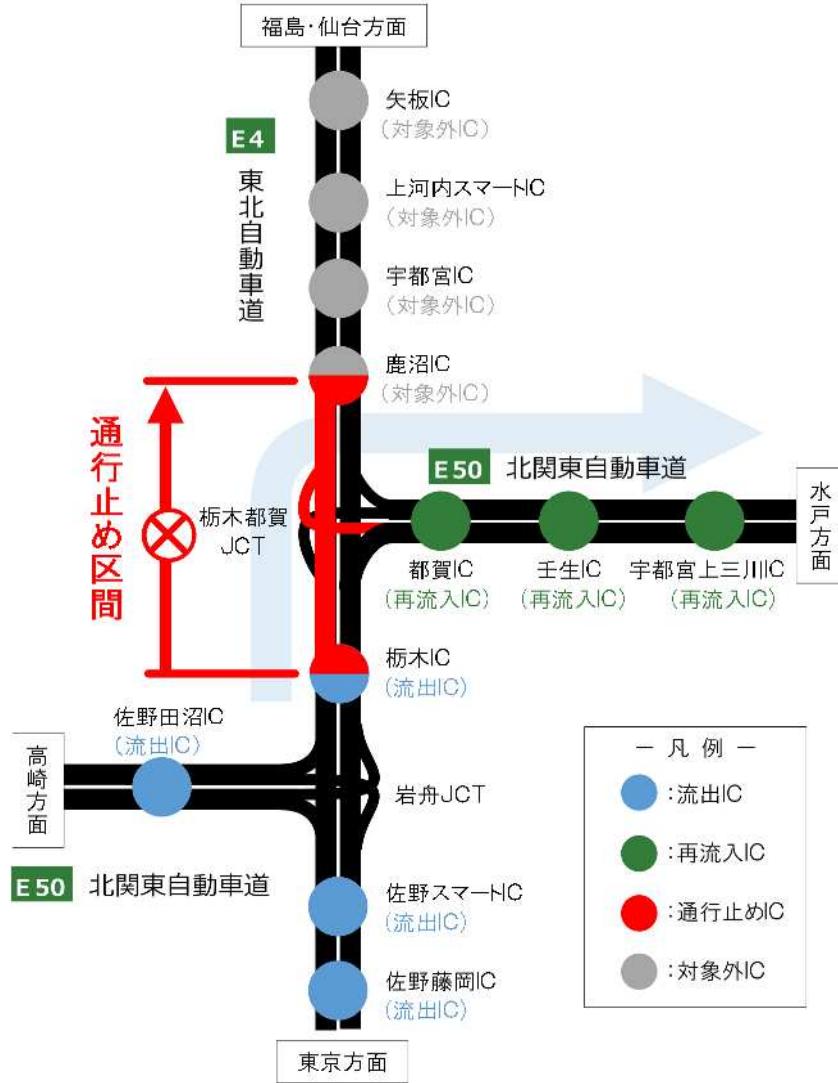
※佐野SAスマートIC、上河内スマートICは、全車種(12m以下)のETC車限定となります。



②北関東道(東行き)水戸方面へ向かう場合

流出指定IC	東北道(下り線)	栃木IC、佐野藤岡IC、佐野SAスマートIC※
	北関東道(東行き)	佐野田沼IC
再流入指定IC	北関東道(東行き)	都賀IC、壬生IC、宇都宮上三川IC

※佐野SAスマートICは、全車種(12m以下)のETC車限定となります。



● 乗継調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

ETCをご利用のお客さまは、流出指定ICを無線走行していただき、再流入指定ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)

乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。

なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

現金等でお支払いのお客さまは、流出指定ICで「乗継証明書」をお受け取りのうえ、再流入指定ICで「通行券」をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と「通行券」をお渡しください。